

令和3年11月19日

各位

株式会社北海道畜産公社

弊社工場における産業廃棄物処理施設の設置許可取消しについて

弊社工場において、浄化槽設備の汚泥脱水施設は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の産業廃棄物処理施設として設置許可を受けておりましたが、弊社役員が法第7条第5項第4号二の欠格要件に該当するに至ったため、法第15条の3の規定により産業廃棄物処理施設の設置許可取消しとなりました。

なお、工場の稼働につきましては、関係機関等とも協議し工場排水と生活排水を分離する措置を講ずることで、停止することなく通常通り操業いたします。

今後はこのような事態を招かぬよう対応を図ってまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象工場
(1) 株式会社 北海道畜産公社 早来工場
(2) " 上川工場
(3) " 十勝工場
2. 許可取消し日 令和3年11月19日(金)
3. 工場稼働について 措置を講ずることで、通常通り操業いたします。
4. 本件に関する問い合わせ
株式会社北海道畜産公社 総務部
TEL 011-242-4129 FAX 011-242-2929
(平日8:30~17:00)

以上